

新庄市監査公告第28号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を新庄市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年10月24日

新庄市監査委員 須田 泰博

新庄市監査委員 小野 周一

記

1 監査の種類 財政援助団体等（指定管理者）監査

2 監査の対象 わくわく新庄
(指定管理者 株式会社東北情報センター)
令和6年度の施設管理に関する事務の執行について

3 監査の期間 令和7年9月18日から令和7年10月21日まで

4 監査の方法

監査対象団体に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

5 監査の結果

指定管理者事業について、提出された資料等に基づき監査した結果、関係帳簿を照合確認し計数的に正確であると認めた。また、施設の管理運営についても概ね妥当であった。